

公印省略



2 介 第 3 8 9 5 号
令和 3 年 2 月 1 0 日

各 高 齡 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サ ー ビ ス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監 査 指 導 第 一 係)
(監 査 指 導 第 二 係)
(指 定 係)

緊急事態措置の実施に伴う県民・事業者に対する要請について

緊急事態措置の実施期間が、3月7日まで延長されることに伴い、要請の期間も延長されており、県民及び事業者の皆様には、引き続き、別添1のとおり、ご協力をお願いいたします。

なお、高齢者施設や介護サービス事業所は、利用者の方々やその家族の生活を継続する観点から、事業の継続を要請されています。つきましては、緊急事態宣言下での事業継続について、介護保険最新情報 vol.908「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」等の内容に留意して、感染対策の徹底をお願いいたします。